

添付書類等チェックシート（記載例）
（ハンセン病元患者家族補償金申請用）

（様式3）

ハンセン病元患者家族補償金の請求に関して、下記の請求者について、請求書、添付書類を提出します。

請求者情報	ふりがな	こうせい たろう	生年 月日	昭和〇年〇月〇日
	氏名	厚生 太郎		
	住所	千代田区霞が関〇ー〇ー〇		
	請求 年月日	令和元年〇年〇月〇日		

※ 各添付書類の左上に添付書類番号を記載してください（順不同）。
※ 添付している書類欄にチェックするとともに、添付書類の種類、添付書類番号を記入してください。
※ 書類の入手方法等については、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html）を参照してください。
Q&Aは、ご自宅等に郵送することも可能です。厚生労働省の補償金相談窓口にご相談ください。

添付書類番号	書類の種類	チェック	備考
1. 基礎資料			
	① 請求書 （様式1及び様式2）	✓	必ず提出してください。
	①-1 委任状 又は成年後見人であることを証明する書類 ※ 詳しくは、Q&AのQ12～Q15を参照してください。		請求者の両親2名分について請求する場合、両親それぞれについて関係書類を提出してください。
2. 添付資料			
1	②住民票 （請求者の氏名・性別・生年月日・住所を確認できる書類） ※「住民票の写し」のコピーではなく、「住民票の写し」の原本を提出してください （専用の紙に印字されたもの）。 詳しくは、Q&AのQ17を参照してください。	✓	必ず提出してください。
2	②-1 戸籍の附票（請求者分） ※住民票同様、コピーしたものは無効です。 詳しくは、Q&AのQ24-1、Q24-2、Q34を参照してください。	✓	必ず提出してください。 ※ 住所等を証明したい時期に本籍を置いていた市町村に書類が現存していない場合は、その旨「厚生労働省への伝達事項」欄に記載し
3	②-2 戸籍の附票 （ハンセン病歴のある方分）	✓	請求者の父親・厚生一郎のハンセン病療養所入所歴を証明する書類
(1) 請求者の家族であったことがある者に関する書類			
	④ ハンセン病療養所の在園証明書・退所証明書等 ※取得方法等について、詳しくは、Q&AのQ25を参照してください。		ハンセン病歴のある方に、療養所入所歴がある場合は、必ず提出してください。
	③ 補償金・賠償金・和解金・給与金等の支給を受けたことを証明する書類		ハンセン病歴のある方に療養所入所歴がない場合は、③・⑤のいずれかを必ず提出してください。
	⑤ 診断書、診療録等		
4	⑥ 個人情報の取扱いに関する同意書（様式4）	✓	③～⑤のいずれかを提出する場合は、提出不要です。 ③～⑤のいずれも提出できない場合で、ハンセン病歴のある方が御存命の場合は⑥を、既にお亡くなりになっている場合は⑦を、必ず提出してください。
	⑦ ハンセン病歴のある方が死亡した事実を証明する書類		

この欄に記載した番号を添付書類にも記載してください。

請求者の父親の配偶者・労働花子から同意を得た同意書

（次ページにお進みください）

添付書類 番号	書類の種類	チェック	備考
(2) 請求者及び請求者の家族に関する書類			
5	⑨ 戸籍謄本 ※ 「請求者とハンセン病歴のある方に請求書に記載の関 係があることを確認できるもの」を提出してください。	✓	必ず提出 してください。 ※ 戸籍により家族関係を提出できない場合も提出してください。 ※ 請求者の情報が搭載されている「現在」の戸籍では、請求者とハンセン病歴のある家族の関係を証明できない場合があります。詳しくは、Q&AのQ29－1を参照してください。
	⑩ 家族関係(事実婚関係を除く)に関する申立書(様式5)		戸籍により家族関係を証明できる場合は、 提出不要 です。戸籍により家族関係を証明できない場合は 必ず提出 してください。 ※ ⑩・⑪は必須。⑪を提出できない場合は、⑫を提出してください。 ※ 詳しくは、Q&AのQ32を参照してください。
	⑪ 公的機関が発行した書類(事実婚関係以外)		
	⑫ その他家族関係の確認に参考になる書類		
6	⑭ 事実婚関係に関する申立書(様式6)	✓	戸籍により家族関係を証明できる場合は 提出不要 です。証明したい関係に、事実婚関係が含まれる場合は 必ず提出 してください。 ※ ⑭・⑮は必須。⑮を提出できない場合は、⑯を提出してください。 ※ 詳しくは、Q&AのQ33を参照してください。
者の父親の配偶者・労働花子と請求者の事実婚関係に関する申立書		✓	
	⑯ その他事実婚関係に関し参考になる書類		
8	⑱ 同居に関する申立書(様式7)	✓	次の場合は 提出不要 です。 ・ハンセン病歴のある方が、請求者の ＜親・子・配偶者・兄弟姉妹＞である場合 ・ハンセン病歴のある方が、請求者の ＜親・子・配偶者・兄弟姉妹＞以外の者であり、②－1、②－2の両方を提出できる場合 それ以外の場合は 必ず提出 してください。 ※ 詳しくは、Q&AのQ24－1、Q24－2、Q34を参照してください。
者の父親の配偶者・労働花子と請求者の同居を証明する書		✓	
(3) その他			
10	⑳ 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにする書類	✓	必ず提出 してください。 ※ 弁護士等で、請求者本人以外の名義の口座を振込先に指定する場合は、弁護士等の資格を証明する書類を提出してください。
11	㉑ 添付書類の日本語訳	✓	必ず提出 してください(外国語で作成された添付書類がある場合のみ)。

＜厚生労働省への伝達事項＞

提出必須とされている書類について提出できない特別な事情(※1)がある場合は、下の欄にその旨記載してください。

※1 保存年限超過により、文書を保有している市町村等で文書が廃棄されてしまっていたなど。

※2 以下の欄をあらかじめ記載いただくことにより、認定までに要する時間が短くなる可能性があります。

※3 必要な書類が未提出である理由が記載されていない場合、厚生労働省から確認の連絡をいたします。
連絡がつかない場合、認定までに要する時間が長くなる可能性があります。

(以上)